

砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱

令和 2 年 5 月 18 日
砥部町告示第 111 号

(目的)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業者に対し、助成金を支給することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、町内に事業所を有していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 102 条の 2 の規定による雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）の支給決定を受けた事業主であること。
- (3) 町税を完納した者であること。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、当該各号に定める額とする。

- (1) 雇用調整助成金の支給率（以下「支給率」という。）が 3 分の 2 である者 国の支給決定金額の 20 分の 3 の額
- (2) 支給率が 5 分の 4 である者 国の支給決定金額の 8 分の 1 の額
- (3) 支給率が 10 分の 9 である者 国の支給決定金額の 18 分の 1 の額

2 前項の規定による助成金の支給額は、1 事業者当たり、100 万円を年間の限度とする。

(助成金の支給申請)

第 4 条 助成金の支給を受けようとする者は、砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金に係る国への提出書類の写し
- (3) 前 2 号のほか、町長が必要と認める書類

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給する。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。